防地物第１１号
消教推第７６２号
こ支家第４７６号
消防災第２１２号
社援地発1116第1号
8消安第４５８１号
環循資発第2611162号
令和8年11月20日

各都道府県・指定都市・市区町村
防災主管部（局）長　殿
福祉主管部（局）長　殿
消費者行政主管部（局）長　殿
廃棄物主管部（局）長　殿
こども政策主管部（局）長　殿

防災庁統括官（地域防災担当）付
参事官（物資支援・物資輸送担当）
（公印省略）
消費者庁消費者教育推進課長
（公印省略）
こども家庭庁支援局家庭福祉課長
（公印省略）
消防庁国民保護・防災部防災課長
（公印省略）
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（公印省略）
農林水産省消費・安全局
消費者行政・食育課長
（公印省略）
環境省環境再生・資源循環局
資源循環課長
（公印省略）

災害時用備蓄食料の有効活用について（通知）

平素より、防災行政、こども政策、福祉行政、消費者行政及び廃棄物行政の推進に御尽力

いただき、厚く御礼申し上げます。

我が国においては、食品ロスの削減が重要な政策課題となっており、食品資源の有効活用や環境負荷の低減の観点から、社会全体でその取組を推進することが求められています。また、近年では、生活困窮者支援、こどもの貧困対策及び地域福祉の充実とともに、地域における円滑な食品アクセスを確保するための取組の重要性も一層高まっています。

各地方公共団体におかれましては、災害時に住民の生命及び生活を守るため、災害応急対策や業務継続に必要な災害時用備蓄食料の確保に取り組まれているところです。一方で、災害時用備蓄食料については、品質保持のため定期的な更新が必要であり、その更新に伴い発生する余剰食料について、可能な限り有効活用を図ることが重要です。

災害時用備蓄食料の有効活用は、食品ロスの削減に資するのみならず、地域における食支援活動を通じた生活困窮者支援、こどもの貧困対策及び地域福祉の推進に寄与し、地域における円滑な食品アクセスの確保にもつながるとともに、平時から防災食に親しみ、その特性や活用方法への理解を深める機会にもなるなど、防災意識の向上の観点からも意義のある取組です。

このため、各地方公共団体におかれましては、災害時用備蓄食料の更新に際して、フードバンク、こども食堂、社会福祉協議会、生活困窮者支援団体、福祉施設その他の地域福祉関係団体への提供を含め、災害時用備蓄食料の有効活用について積極的に御検討いただきますようお願いいたします。

また、各地方公共団体における取組事例を共有し、優良事例の横展開を図ることとしております。災害時用備蓄食料の有効活用に関する先進的な取組や、民間団体等との連携事例がございましたら、情報提供いただけますと幸いです。

なお、各都道府県におかれましては、管内市区町村に対して本通知の趣旨を周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

以上